

山県市\_電子契約サービス事業者説明会Q&A

No.	質問	回答
1	工事契約において、契約保証書の提出方法は、また時間がかかるためどのタイミングで提出すればよろしいでしょうか？	契約締結においては、事業者様の承認後、市の契約締結管理者の承認を行うことで契約締結となります。 契約保証が必要な場合でも電子契約の処理は進めますが、契約締結管理者の承認は契約保証書が市に届いてからの処理となります。また、契約保証に時間がかかり、標準的な契約締結期間（通常はアップロード後、7日間を想定）を超えることが見込まれる場合は、早めに契約担当までご連絡ください。
2	管理権限者と担当者のメールを登録した場合で、捺印後に戻ってくるメールで契約書PDFを確認するのは、担当者でもできますか？管理権限しかダウンロードできませんか？	管理者と担当者の両方を登録した場合、契約書のPDFの確認、ダウンロードは管理者、担当者どちらもできます。
3	本日は説明の場を設けて頂きましてありがとうございます。 【電子契約利用申請書の提出について】 提出の形式は配布頂いているWord形式のままの方がよろしいでしょうか。Excel等の形式でも問題ないでしょうか。	電子契約利用申請書の提出いただくファイル形式については、Word形式にはこだわりませんが、いただいた申出書からメールアドレスをコピーしたいのでコピーが可能な形式でいただきたいです。 例えば、紙に記入した申出書をスキャナーで取込み、PDF形式にさせていただく場合はメールアドレスのコピーができます。I(小文字のエル)と1(数字のイチ)、o(英文字のオー)と0(数字のゼロ)など判別が難しい場合には電話で確認させていただくこともあり得ます。
4	案件ごとに紙契約であったり、電子契約であっても良いのですか？	案件ごとに紙契約と電子契約を切り替えていただくことは可能です。
5	電子契約が可能なシステムはクラウドサインのみであり、すでに自社で導入している別のシステムでは対応不可という認識でよろしいでしょうか。	現時点ではクラウドサインのみで、別システムは対応不可です。
6	契約保証書については、紙での提出は可能でしょうか？	契約保証書については現時点では紙での提出のみです。 契約保証書を提出後に契約締結の承認を行います。
7	電子契約利用申出書には、角丸印はいらないのでしょうか。	押印は不要です。
8	電子契約利用申出書については、PDFでも可能でしょうか。	電子契約利用申出書の提出いただくファイル形式については、Word形式にはこだわりませんが、いただいた申出書からメールアドレスをコピーしたいのでコピーが可能な形式でいただきたいです。 例えば、紙に記入した申出書をスキャナーで取込み、PDF形式にさせていただく場合はメールアドレスのコピーができます。I(小文字のエル)と1(数字のイチ)、o(英文字のオー)と0(数字のゼロ)など判別が難しい場合には電話で確認させていただくこともあり得ます。
9	利用申請書を出して最初は電子契約を希望していたのを途中で紙に変更できますか？	電子契約利用申出書を提出後に紙契約へ変更したい場合は契約担当へご連絡ください。
10	契約締結者とは契約名義人の代表者でなければいけないのか、総務部長のような契約事務責任者でよろしいのでしょうか？	契約書の書面上は入札参加資格申請に記載された代表者名を記載しますが、実務上は社内の事務分掌により、契約事務責任者を定めている場合は、事務分掌に応じた管理者を設定ください。
11	他の自治体等に業務実績証明として契約書を提示する場合、電子契約であるなどの説明は必要になってきますか？	他の自治体の業務実績証明で利用できるかは各自自治体の判断による場合がありますが、山県市では電子契約であることを記載し、契約締結合意書を合わせて付けることで足りると考えます。 他自治体で業務実績証明書として契約書を求められた際には、電子契約で取り交わしたデータ（原本）が紙出力（写し）のものでいいか事前にご確認のほどお願いいたします。
12	電子契約利用申出書のメールアドレスは、個人のメールアドレス限定でしょうか。	共有メールアドレスの場合、案件に関係のない人物が承認してしまう場合が考えられますので、できるだけ個人メールアドレスをお願いします。 ただし、個々の事情により共有メールアドレスしか使えない場合も中にはあると存じます。 その場合には社内で担当者以外が承認しないことを周知いただいたうえで、利用していただくことも可能です。
13	契約締結者は入札参加資格申請で出している人でなくて良いということでしょうか？	契約書の書面上は入札参加資格申請に記載された代表者名を記載しますが、実務上は社内の事務分掌により、契約事務責任者を定めている場合は、事務分掌に応じた管理者を設定ください。
14	電子入札に工事費内訳書が必要とする場合、電子契約利用申出書の添付については、工事費内訳書等と同封すれば、よろしいでしょうか	内訳書と電子契約利用申出書をzip圧縮などで1つのファイルにさせていただき、提出ください。
15	メールアドレスの登録は、契約ごとという認識でいいでしょうか。契約ごとに担当者が違うため。	電子契約利用申出書の提出は案件(契約)ごとに行っていただきます。
16	電子入札の際に申請書を提出しますが、落札して契約段階になったときにアドレスが変更になった場合はどこに連絡しますか？	電子契約利用申出書を提出後にアドレスを変更したい場合は契約担当へご連絡ください。